

■(公社)高知県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会高知県本部との連携による空き家の提供の仕組み(フロー)について

市町村

各地域会員業者

協会・本部事務局

1 空き家の登録、情報発信

①空き家登録依頼

・所有者からの申し出
・空き家の掘り起こし



県を通じ
登録依頼
(様式1)

②引受業者の選定

宅建協会と全日協が協議し、
引受業者を選定。
選定後、県に結果連絡。

③空き家登録に向けた協議

選定・連絡

④現地調査実施

※市町村、不動産業者、空き家所有者

市町村と予定等を調整
し現地調査を行う



専用HP

⑥情報発信

市町村HPで空き家
情報の発信



情報
提供

⑤登録書の作成等

・空き家所有者へ送付
し内容確認
・専用サイトへの登録

情報
提供

⑥情報発信

移住希望者向け専用H
Pで空き家情報の発信

2 空き家のマッチング(現地案内)

連絡



都市住民

連絡

⑦問い合わせ対応

相互連絡
調整

⑦問い合わせ対応

物件が取扱可能な場合
は、登録書(サイト掲載
内容)を作成し空き家所
有者に送付・確認
(取扱ができない場合は
その旨所有者に報告)

確認が取れたら、市町
村と協会・本部事務局に
情報提供

専用サイト(高知で暮ら
す。お家をさがすねっ
と)に登録

⑧現地案内実施

※市町村、不動産業者、空き家所有者、移住希望者



3 契約

⑨契約への立会



契約書
送付

⑩契約書の内容

チェック

⑪契約の締結

承認

⑫契約締結の確認

報告

報告

⑫契約書写し管理

(住居決定後は………)

地域への定着に向けた対応



トラブル発生時の解決向け対応

